

一般社団法人大阪府病院薬剤師会定款細則

(入会手続き)

- 第1条 本会の正会員となるには、各支部を通じて入会を申し込まなければならない。ただし、事業年度途中で新たに入会する場合は、事務局への申し込みも可能とする。
- 2 正会員は、氏名、住所、勤務先に変更が生じたとき、又は会員の資格を失ったときは各支部を経て本会に届けなければならない。
- 3 正会員が退会しようとするときも前項に準ずる。この場合退会通知を受けた日をもって退会日とする。

第2条 特別会員となるには、その資格を有するものが、正会員に準じた手続をとるものとする。

(入会金)

- 第3条 本会への新入会者にあつては、支部長が入会金を徴収し、新入会者名、住所等必要事項を附記して本部へ納入する。ただし、事業年度途中の新入会者における支部長の業務は事務局が代行できるものとする。
- 2 定款第7条に規定する入会金は、3,000円とする。
- 3 支部が徴収納付した入会金の50%に相当する額を支部研修会費用に充当する。ただし、10月1日以降の半期会員については充当しない。

(会費)

- 第4条 本会の会費は支部長がその所属する正会員、特別会員より徴収し、納入会員名を附記して本部へ納入することを原則とする。ただし、事業年度途中の会費徴収における支部長の業務は事務局が代行できるものとする。
- 2 定款第7条に規定する本会の会費は、次の通りとする。
- (1) 正会員会費 7,000円(年会費)
 - (2) 特別会員会費 7,000円(年会費)
 - (3) 賛助会員会費 一口10,000円(年会費)
- 3 10月1日以後新たに本会に入会する正会員、特別会員に限り、会費を3,500円(半期会員)とすることができる。
- 4 支部が徴収納付した年会費の5%に相当する額を支部研修会費用に充当する。ただし、10月1日以降の半期会員については充当しない。

(支部)

第5条 定款第24条5項の支部の区分は別表1のとおり定める。

(会務執行部)

第6条 定款第47条により、本会会務を円滑に執行するため別表2の会務執行部を設ける。

2 前項のほか必要に応じ理事会の承認を得て、特別部を設置し、これを廃止することができる。

(委員会)

第7条 定款第47条により、本会会務を円滑に運営するため必要な調査研究機関として、別表3の常置委員会を置く。

2 前項のほか必要に応じ理事会の承認を得て、特別委員会を設置し、これを廃止することができる。

第8条 委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名をもって組織し、会長は正会員のうちよりこれを委嘱する。

2 会長は、正会員外より臨時に委員を委嘱することができる。

3 委員長は委員会を主宰し、副委員長は委員長を補佐し、必要があればその職を代行する。

4 委員会委員の任期は、定款第20条の規定を準用する。

5 委員長は、記録を作り会長に報告しなければならない。

6 特別委員会の組織運営は、常置委員会に準ずる。

(表彰)

第9条 会長は本会の目的の実現に功績のあった者について表彰を行うことができる。

(旅費)

第10条 会長は会務の遂行のために要した旅費を支給することができる。

(弔意)

第11条 本会は、会員が死亡、災禍または疾病の際、理事会の議決により弔意を行うことができる。

(その他規程)

第12条 定款並びに本細則の定めるもののほか、必要な規程は、理事会の承認を経て、別に定めることができる。

(改廃)

第13条 本細則の改廃は総会において行うことができる。

附則

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一部改正 平成28年3月23日（別表3）

別表1 支部（第5条関係）

No.	支部名	地域
1	東淀川・淀川・西淀川支部	大阪市東淀川区、淀川区、西淀川区
2	北・福島支部	大阪市北区、福島区
3	此花・西・港・大正支部	大阪市此花区、西区、港区、大正区
4	中央支部	大阪市中央区
5	天王寺・東成・生野支部	大阪市天王寺区、東成区、生野区
6	西成・阿倍野・浪速支部	大阪市西成区、阿倍野区、浪速区
7	住吉・住之江・東住吉・平野支部	大阪市住吉区、住之江区、東住吉区、平野区
8	摂南支部	大阪市城東区、鶴見区、旭区、都島区、守口市、門真市、大東市、四条畷市
9	豊能支部	池田市、豊中市、箕面市、能勢町、豊能町
10	三島支部	高槻市、茨木市、島本町
11	千里支部	吹田市、摂津市
12	北河内支部	枚方市、寝屋川市、交野市
13	中河内支部	東大阪市、八尾市、柏原市
14	南河内支部	松原市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村
15	堺・狭山支部	堺市、大阪狭山市
16	泉北支部	高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、忠岡町
17	泉南支部	貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

別表2 会務執行部（第6条関係）

種類	担当事項
総務部	事業の統括、会務の管理、庶務、渉外に関する事項
経理部	財産の管理及び会計・経理に関する事項
学術部	薬学、医薬品情報及び技術の進歩に関する事項
研修教育部	薬剤師人材育成に必要な教育研修に関する事項
薬事部	薬事制度・社会保険制度並びに薬事衛生に関する事項
広報部	広報並びに出版業務に関する事項

別表3 委員会（第7条関係）

常置委員会の種類	担当事項
会員委員会	会員の入退会、福祉、親睦、表彰、懲罰等に関する事項
患者支援推進委員会	病院・診療所における患者支援諸問題に関する事項
小規模病院委員会	小規模病院における諸問題に関する事項
財務委員会	本会の基本財産及び固定資産等の管理に関する事項
生涯研修委員会	会員の研修に関する事項並びに薬剤師教育に関する事項
学術情報委員会	学術情報に関する事項
薬剤業務委員会	薬剤業務改善に関する事項
公衆衛生委員会	府民への薬事衛生の啓発及び広報に関する事項
薬事制度委員会	薬剤師及び薬事に関連する諸制度に関する事項
社会保険制度委員会	社会保険制度に関する事項
広報企画委員会	広報事業並びに会誌編集・発刊に関する事項
出版企画委員会	出版事業並びに出版物の企画・編集に関する事項
情報通信委員会	電子媒体による広報事業に関する事項
精神科病院委員会	精神科病院における諸問題に関する事項
医療安全対策委員会	医療安全に関する事項